

安来市 訪問型サービス(独自) 現行相当 サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称		算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目								
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合				1.176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		1176単位	日割の場合	÷ 30.4日	= 39 単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合				2.349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		2349単位	日割の場合	÷ 30.4日	= 77 単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合				3.727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		3727単位	日割の場合	÷ 30.4日	= 123 単位	123	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合		12 単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	÷ 30.4日	= 1 単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合		23 単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	÷ 30.4日	= 1 単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合		37 単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	÷ 30.4日	= 1 単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10 %減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15 %減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一建物の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12 %減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15 %加算			1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15 %加算			1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算 回数				所定単位数の 15 %加算			1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10 %加算			1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10 %加算			1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算 回数				所定単位数の 10 %加算			1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5 %加算			1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5 %加算			1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算 回数				所定単位数の 5 %加算			1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200 単位加算	200		1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)			100 単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200 単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算				50 単位加算	50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数の137/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)			所定単位数の55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数の63/1000 加算		1月につき
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の24/1000 加算		1月につき	